

〈研究余滴〉

窓ぎわの松川事件

伊 部 正 之

(福島大学経済学部教授)

1. 教員任期制と松川事件

今年1995年9月18日、文部省大学審議会の総会は、あらためて大学教員に任期制を導入するよう提言した。われわれ大学人にとっては必ずしも耳新しい問題提起ではないが、私の身边ではこれにたいして2つの全く相反する反応があった。

一つは家族からのもので、「お父さんは松川ばかりやっているから真っ先にクビだね」というものである。そもそも、年中暇なして作業に追われる姿は、およそ大学教員らしからぬ哀れな窓ぎわ族の生活にみえるという。いつも帰りがおそく、休日もなく、したがって家族との交わりに欠ける私への不満と軽蔑が、まるでクビ(再任拒否)を期待するような反応にみてとれる。もっとも、私の家事労働時間はかなりのものであり、わが家がともかくも人間の住み処らしくありうることに、私なりの貢献も無視しえないはずではあるが。 . . .

そして、もう一つの反応はとなりの学部の新入生O君からのものである。私は今年度の前期で教養科目「社会論」を担当したが、O君はその受講生として私の研究室に出入りするようになり、松川資料室もどいたことがあった。さて、そのO君が前期末試験を終えて、久しぶりにやってきた。彼はこの機会とばかりに「大学教員の任期制」を話題にし、「先生には松川資料室という立派な業績があるから、まさかクビになるはずはないでしょう」という。この発言が教師へのゴマすりなどではないことは自明である。

しかし、資料収集活動やその成果としての資料室にたいする松川関係者などからの「社会的評価」はそれとして、資料の収集・整理という仕事自体は、少なくとも日本の大学や学会では「学問的業績」以前の問題であり、こうした社会サービスでいくら頑張ったからといって

も、クビの皮が厚くなるわけではない、というのが私の返答であった。実際、資料の収集・整理などは大学教員の仕事ではないと公言する同僚も少なくない。そして、そうした仕事への軽蔑は、その担い手への軽蔑にも連動しうる。他方で、一般にその種の資料実務を担わされてきた事務職員のがわからずれば、教授会の決定が一方的に押しつけられてはかなわない。かくして、教授会の責任において収集するという建前から出発したのが今回の松川資料ではあったが、その建前と現状の間にはますます大きな隔たりが生じている。しかし、現在の担当部局にとっての主たる関心事は資料室の管理そのものであり、この管理と収集・整理の完全な分離はときおりやっかいな矛盾をひきおこすことになるが、私にすれば解決策はむずかしいとは思われない。

ともあれ、なしくずし的に実務を担わされている私にしても、他になすべきことが大ありであり、その本業との矛盾に悩みながら、もがきつづけているのが実際である。つまり、「好きでやっている」とか「勝手にやっている」などは、無責任な言種^{いごき}というべきであろう。ましてや、かりにも松川資料のためにクビになるとすれば、それこそまさに現代の「松川事件」ではある。

2. 松川事件と松川資料

わるい冗談はさておき、話を本題のルールに乗せ直さなければならぬ。まず、ここでいう松川事件とは、1949年8月17日未明に国鉄東北線金谷川～松川間で発生した線路破壊による列車転覆事件（3名死亡）であり、その現場は福島大学の新キャンパスからもほど近い。また、戦後占領下の政治・経済危機の深まりのなかで発生したこの事件は、無実の国鉄・東芝労働者20名への冤罪裁判事件であった。裁判は一・二審で死刑判決がだされたが、公正裁判を求める広範な松川運動の発展のなかで、最高裁で差戻し、仙台高裁では全員無罪となり、再上告審で無罪が確定した。この裁判には14年が費やされ、15年の時効成立で真犯人の追及も放棄された。同時に、この間の権力犯罪を追及する国家賠償裁判が提起され、一・二審とも原告側（元被告とその家族）が勝訴した。そして、この松川事件は戦後史の転換に絶大な影響を与えるとともに、その21年（1949～70年）・7次にわたる松川裁判

は、政治・司法はもとより、労働運動・社会運動・民主主義運動等々に広範な影響を与え、それは今日におよんでいる。その意味でも、この松川事件・松川裁判・松川運動に関する広範かつ膨大な諸資料を地元において収集・整理・保存・活用（公開）することは、歴史的にも今日的にも意義がある。

金谷川の新キャンパスに統合移転した福島大学で、経済学部教授会が資料収集を正式決定したのは事件発生35周年にあたる1984年6月末であった。地元の学術機関が動きだしたことにマスコミも注目し、高令期をむかえつつあった松川関係者も歓迎した。そして、4年後の88年（無罪確定25周年）には最初の資料目録を発行して松川資料室を開設し、その5年後の93年（同じく30周年）には新しい資料目録を発行した。この間、資料の拡充等に対応して、資料室は2度移転した。資料活動は今日もつづいている。

したがって、この11年におよぶ資料収集活動は、2度の資料目録発行をエポックにして、3つの段階に区分することができる。まず、第1期（84・6～88・10）は資料（保持者）の探索と収集、その一応の整理と資料室の開設が主たる活動内容となり、この間に4年が経過した。松川事件を風化させずに後世に正しく引き継ぐことはこの収集事業の当初からの目的でもあり、資料室の設置と資料の公開はそのための不可欠の前提条件となるものであった。しかし、ともかくも開設にこぎつけた資料室は質量ともにいかにも不十分であり、いわば仮オープンというべきものであった。そこで、第2期（88・11～93・8）はすでに収集配架済みの資料を再点検・再編成し、合わせて新資料の収集・補充にとりくんだ。また、資料室の見学者や利用者への対応が加わった。その結果、初版資料目録の不十分さ、その後の資料室とのズレはますますたえがたいものとなり、かくして、資料目録の追補版ではなく、全訂新版の発行となった。そして、第3期（93・9～99・8?）はさすがに新着資料は減っているが、そのかわりに稀少資料・重要資料の借用コピーの比重が圧倒的に多くなっている。同時に、事件現場と松川資料室をセットにした松川ツアーがますます多く訪れるようになり、作家や研究者による本格的な資料活用がふえている。つぎのステップはおそらく事件発生50周年にあたる99年8月であり、新々

版の資料目録を発行することになるであろう。

3. 松川資料の収集と整理

すでにみたように、私が松川資料にとりくんで11年余が経過した。そこで、資料の収集・整理について、私なりの経験を少しばかり述べてみたい。

まず、松川資料以前に同じく経済学部として収集に着手した常磐炭礦資料に、私もかつて10年間本気で付合った。この手の資料は提供元が特定（会社・労組）しており、資料探索の苦労はなかった。そこでは先方の意向で資料が選別・廃棄されることのないよう、いかに全体を確保するかが課題であった。そのためには、誠意をもって足繁げく通うこと、よく勉強して共通の話題をもつこと、そして資料の扱い方をふくむ最大限の信頼を獲得することが何より大切であった。また、実際の資料整理のためにも、石炭産業や常磐炭田・常磐炭礦などについて、かなり立ち入った実態を知らねばならない。かくして、戦時中の朝鮮人労働者をめぐる管理の実態や、二重帳簿の出炭表（届出用とヤミ実績）などの貴重な資料を入手・公表することができたのは、あるいはこうした対応努力の賜物かもしれない。要するに、いかなる資料についても、資料に内在化することが全ての大前提である。

さて、松川資料の場合は、特定の相手方が用意されているわけではなかった。このため、収集活動は、元被告、支援活動家などを探して接触をもち、少しずつ資料を確保することから始まった。また、そうした接触が実りあるものになるように、あらゆるレベルの話題に対応できるだけの勉強が必要であった。各種の関係著作や週刊誌のはてまで幅広く読みあさり、そこに登場する事実や人物を頭に入れて、手紙や電話などで趣旨をうったえ、直接訪ねたりもした。遠方の場合、学会出張のうちに歩き回ったこともある。また、職業別電話帳を利用して目的の人物を探したり、菩提寺を訪ねて遺族を探したりなど、TVドラマまがいのこともした。もちろん、相手方が第三者を紹介してくれたケースも少なくない。国賠裁判でやり玉に上がった当時の検事や警察官などにもアタックした。要するに、徒労を覚悟で探し回ることが、地元にふさわしい最大限の収集の前提であった。同時に、マスコ

ミの威力も痛感した。資料収集の開始、資料室の開設、記念行事への参画などの報道によって、思いもよらないところから来訪者があられ、資料が送られてきた。とにかく、関係資料、周辺資料はえり好みすることなく感謝をこめてうけとった。

つぎは資料の整理である。資料の絶対量が少なければ、いかなる整理方法であれさしたる支障はない。場合によっては、大まかに分類して箱に入れるか棚にならべるだけでもよいかもしれない。しかし、松川資料には、裁判資料、単行書、雑誌、週刊誌、新聞、手紙類、運動資料、写真、各種の品物類など、質量ともに膨大なものがふくまれる。したがって、これらに一定の秩序を与えなければ整理ができず、保存や活用にもたえられない。また、雑誌や新聞の類は紙質もわるく、整理・保存そして活用のためにも、むしろ、コピーなどによる二次加工が必要である。さらに、資料の絶対量がふえれば、新しいレベルに見合った整理方法が必要となる。

そこで、裁判の公式記録はハードカバーをつけて2セット配架した。雑誌・週刊誌・同人誌の類は、原則として全てをコピーし、最大限原型に近いコピー台紙をつくり、表紙には誌名や巻号、論文(記事)タイトルなども入れた抜刷様のものを2部づつづくり、1部は時系列に、1部は誌別に配列した。このためには、10工程ほどの作業が必要となるが、これによって利用者はどちらかのルートで目的物に到達することができ、よりきれいなコピーを入手することも可能になる。新聞コピーはますます量がふえ、結局は全国紙、地元紙など10紙ほどを抜出してそれぞれ独立させた。新聞については各種の運動紙、団体紙なども分類・別置されている。手紙(約5000通)・はがき(約1万通)は日付を割り出したうえ、その一部を複製して時系列あるいは受取人別、差出人別などに整理したが、全点コピーが可能になれば、さらに利用価値の高い重複整理が可能となるはずである。また、松川運動の底辺を担った守る会組織は全国に1000組織、会員100万人を数えたといわれており、これらをふくむ運動資料はそれぞれに分類してファイルに納めたが、全国的にはまだまだ収集の余地を残しているように思われる。写真はアルバムに、名刺類は名刺ホルダーに、獄中絵画はそれぞれのサイズの額縁に、映画フィルムなどはビデオ化してガラス戸棚に、各

種の品物類はショーケースにそれぞれ納めた。さらに、松川事件に前後して発生した諸事件についても可能なかぎり資料を集め、関係の雑誌論文・記事などと合わせて、書架の一角にならべた。全員無罪判決をくだした門田実裁判長の資料も別置した。

また、現物を入手できない単行書、裁判資料などについては、現物を借用してコピーし、雑誌などと同様の工程をへて資料化した。一部の資料は、利用者からの希望を見込んで、あらかじめコピー台紙を用意したものもある。さらに、雑誌掲載論文等がその後単行書にまとめられたり収載されている場合も多く、資料目録の新版ではその関係を明示するよう工夫した。この場合、雑誌原文と単行書の間には様々な程度で異同があり、その異同の研究材料として、第3期には改めてこの雑誌原文の収集にもかなりのエネルギーを割いた。そうすると、つぎの新々版資料目録のつくり方にも新たな工夫が要求されそうである。

4. 内在化と窓ぎわ化

ともあれ、いかなる性格の資料群であれ、その収集・整理のためには、何よりもまず、その資料に内在化することが不可欠である。そして、「内在化」ということは、まずもって打算をもたないことである。行掛り上の小手先の対応であったり、世俗的な注目志向であったり、少々のもぞき見的興味であったり、個人的栄達のための売名目的であったりした場合、この種の仕事にはとうてい身が入らず、長続きもしないであろう。さらに私の実感では、内在化ということとは、物（資料）にも人間にも義理堅くなるということである。すなわち、資料そのものとその提供者、そこに表出されている人間群（炭坑夫とか被告、家族、弁護人、救援活動家等々）に思いをおいて、さらには利用者のための便宜をも考えながら、資料を大切に扱うことが、資料収集への内在化ということである。そうすれば、一見茫漠としてとらえどころのない状況のなかでも、資料収集の糸口はみつきり、道は必ず開けるはずである。

この内在化がどれほど実践できているかは別として、私は少なくとも1年の半分以上の時間とエネルギーをこの松川資料に割いてきた。松川事件の発生からすでに半世紀近くが経過し、資料も関係者も日々

過去のものとなりつつあるなかで、資料収集を急がざるをえないからである。もちろん、私自身にとってもこうした異常な生活を長びかせたくはない。しかし、その異常な生活を早く終わらせるために頑張れば頑張るほど、新しい資料の峰もみえてくるし、資料整理の新しい課題や方法もみえてくる。関係者からの期待・要求・協力にも応えなければならない。かくして、結局は従来通りあるいはそれ以上の頑張りが求められることになる。それに加えて、より本格的な資料利用者からは、より立ち入った質問をうける機会もふえている。その点からみれば、ハサミとノリをつかう切った貼ったのヤクザな資料作業員から、学術資料としての松川資料をあつかう資料学芸員へ、さらには資料研究者への成長が求められているのかもしれない。

しかし、現実にはいまだ作業道具を放り投げて資料を読みあさる状況には残念ながらもならない。その意味でも、私は相変わらず何よりもまず、かの教授会決定に忠実な資料作業員であると自覚している。そして、この資料収集の課題を全うするには実際のところ自らを窓ぎわにおく勇気が必要であり、教員任期制というカヤの外に身をおく勇気さえあるいは必要なのかもしれない、と私は感じている。

(1995.10.10)